

エコやまぐち農産物認証要綱

（目 的）

第1条 この要綱は、山口県農林水産業環境負荷低減事業活動の促進に関する基本的な計画の定めるところによる環境負荷低減事業活動（うち土づくり、化学肥料・化学農薬の使用削減の取り組みを一体的に行う事業活動）に取り組むことを生産の原則として、生産過程等に化学農薬及び化学肥料の使用を低減する栽培方法によって山口県内で生産される農産物及びこれらを原料とした農産加工品の認証制度について定め、その普及と適切な運用を図るとともに、産地育成と農産物及び農産加工品の円滑な流通を促し、消費者への信頼性並びに生産者及び加工業者の生産・製造意欲を向上させることにより生産の振興を図ることを目的とする。

（定 義）

第2条 この要綱において「エコやまぐち農産物」とは、山口県内において生産される農産物のうち、以下の各号に定めるもので、第2項の認証を受けたものをいう。

（1）別表1の規定による農産物

（2）前号に掲げる農産物を主原料とした農産加工品

2 この要綱において「認証」とは、第3条に定める認証区分及び基準に、農産物又は農産加工品の生産・製造方法が適合することを認証機関が認め証することをいう。

3 この要綱において「生産過程等」とは、当該農産物の栽培期間（作付けから収穫までの期間。当該農産物の種子及び種苗の調製及び収穫物の調整、貯蔵を含む。）及び前作の収穫後から当該農産物の作付けまでの期間のほか管理をいう。

4 この要綱において「化学農薬」とは、農薬取締法（昭和23年法律第82号）第2条第1項及び第2項に定める農薬（展着剤及び有機農産物の日本農林規格（平成12年農林水産省告示第59号）別表2に掲げる農薬を除く。）のうち化学合成されたものをいう。

5 この要綱において「化学肥料」とは、肥料の品質の確保等に関する法律（昭和25年法律第127号）第2条第1項に定める肥料のうち化学合成されたもの（有機農産物の日本農林規格別表1に掲げる肥料及び土壌改良資材を除く。）をいう。

（認証区分、基準等）

第3条 エコやまぐち農産物の認証区分及び基準等は、次の各号のとおりとする。

（1）前条第1項第1号に定める農産物の認証区分及び認証基準は、別表1（別表2を含む。）のとおりとする。

（2）前条第1項第2号に定める農産加工品の認証区分及び認証基準は、別表3（別表4及び別表5を含む。）のとおりとする。

（認証機関）

第4条 エコやまぐち農産物の認証は山口県が行うものとし、認証にかかる事務は農林水産部農業振興課が行うものとする。

（帳簿の記載）

第5条 県は、認証について記録するため、認証に関する申請書類、検査報告書等を5年間保存するものとする。

（認証の申請及び認証）

第6条 エコやまぐち農産物の認証を受けようとする者は、別に定めるエコやまぐち農産物認証申請要領（以下、「認証申請要領」という。）に基づき、県に認証申請するものとする。

2 県は、前項の申請内容が第3条で定める基準に適合し、かつ、別に定める管理記録の内容が適正と認めるときは、認証するものとする。

3 県は、第1項の申請内容が第3条で定める基準に適合しないと判断する場合、及び第2項の内容に不備を認めた場合は、その理由を付して通知するものとする。

（認証の表示等）

第7条 県は、認証した当該エコやまぐち農産物に係る農産物（農産加工品を除く。）の生産者（以下「生産者」という。）及び農産加工品を製造する加工業者（以下「加工業者」という。）に、認証票の使用を許可するものとする。

2 前項の規定により認証票の使用許可を受けた生産者及び加工業者は、自らが管理するエコやまぐち農産物に認証票の表示を行うことができるものとする。

3 流通業者及び販売業者が、エコやまぐち農産物の流通・販売の過程で認証票を使用する場合には、県へ認証票使用許可申請を行うものとする。

4 県は、認証票使用許可申請の内容及び流通業者・販売業者の業務を審査し、適当であると認められたときは、認証票の使用を許可するものとする。

5 認証票の表示方法、規格等については、別に定めるものとする。

（生産者の役割）

第8条 生産者は、地域との連携と協力のもと、環境負荷低減事業活動（うち土づくり、化学肥料・化学農薬の使用削減の取り組みを一体的に行う事業活動）に取り組むとともに、適正な生産、出荷及び販売に取り組む、農業者としての模範となるよう、努めるものとする。

2 生産者は、消費者、流通業者、販売業者等との相互の理解促進と信頼の向上に努めるものとし、農産物に関する情報を適正に伝達するものとする。

（加工業者の役割）

第9条 加工業者は、生産者との連携と協力に努め、適正な加工、出荷及び販売に努めるものとする。

2 加工業者は、消費者、流通業者、販売業者等相互の理解と信頼の向上に努めるものとし、農産加工品に関する情報を適正に伝達するものとする。

（販売業者等の役割）

第10条 流通業者及び販売業者は、認証を受けた農産物を適正に流通させるとともに、消費者に対し生産に関する情報を適切に提供するものとする。

(認証状況等の公開)

第 11 条 認証されたエコやまぐち農産物については、目的に鑑み、県は原則、その認証状況等を公開するとともに、生産者、認証農産物についての情報発信に努めるものとする。

(現地調査)

第 12 条 県は、申請者にかかるほ場、加工所、事務所等の現地調査を必要に応じて行う。

2 申請者及び関係者は調査への立ち会い、書類の提出や説明等について協力しなければならない。

(罰則規定)

第 13 条 申請、実績報告等における虚偽記載、認証票の不正使用、表示の不備、その他法令違反等を認めた場合には、県は認証及び認証票使用許可を取り消すとともに、取り消しの日から 3 年間、当該者の認証及び認証票使用許可を行わないものとする。

(委任規定)

第 14 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

2 特別栽培農産物についての規程は、特別栽培農産物に係る表示ガイドライン（平成 4 年 10 月 1 日付 4 食流第 3889 号農林水産省総合食料局長、生産局長、食糧庁長官通知。以下「ガイドライン」という。）によるものとし、その他表示に関しては関係法令等の定めるところによるものとする。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成 13 年 9 月 3 日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成 15 年 1 月 10 日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成 16 年 3 月 29 日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成 17 年 8 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成 18 年 5 月 19 日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成 19 年 4 月 16 日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成１９年７月１１日から施行する。

附 則

（施行期日）

この要綱は、平成２０年３月２８日から施行する。

附 則

（施行期日）

この要綱は、平成２１年４月１６日から施行する。

附 則

（施行期日）

この要綱は、平成２２年４月１日から施行する。

附 則

（施行期日）

この要綱は、平成２２年１２月２１日から施行する。

附 則

（施行期日）

この要綱は、平成２３年４月１日から施行する。

ただし、平成２３年４月１日までに受理された申請については、従前の例による。

附 則

（施行期日）

この要綱は、平成２４年６月１日から施行する。

附 則

（施行期日）

この要綱は、平成２５年４月１日から施行する。

附 則

（施行期日）

この要綱は、平成２６年４月１日から施行する。

附 則

（施行期日）

この要綱は、平成２７年４月１日から施行する。

附 則

（施行期日）

この要綱は、平成３０年４月１日から施行する。

附 則

（施行期日）

この要綱は、令和３年４月１日から施行する。

附 則

（施行期日）

この要綱は、令和５年４月１日から施行する。

別表 1（第 3 条第 1 号関係）

農産物の認証区分及び認証基準

認 証 区 分	基 準
共通	ガイドラインにおいて規定された生産及び出荷の管理の方法が適正に行われ、かつ確認責任者による生産環境管理状況確認が適正に行われていること。 組換えDNA技術が利用されていないこと。
化学農薬・化学肥料不使用栽培農産物	当該農産物の生産過程等において、化学農薬及び化学肥料を使用しない栽培方法により生産された農産物をいう。 ただし、化学農薬及び化学肥料を使用していない種子や苗の入手が困難な場合は、播種又は植え付け後には場で持続的効果を示す化学肥料及び化学農薬が使用されていないものを使用することができる。
化学農薬・化学肥料 50%以上削減栽培農産物	別表 2 に掲げる農産物で、当該農産物の生産過程等において、化学農薬の使用成分回数及び化学肥料のうち窒素成分の使用量が別表 2 に定める基準（県慣行基準の 50%以下）の栽培方法により生産された農産物をいう。

別表 2（第 3 条第 1 号関係）

認証対象農産物並びに化学農薬及び化学肥料の使用基準

認証対象農産物			県慣行基準		化学農薬・化学肥料50%以上 削減栽培の使用基準		備考 (主たる収穫期間)
種別	作目	作型・品種等	化学合成農薬の べ成分回数	化学肥料の 使用量 (N 成分kg/10a)	化学合成農薬の べ成分回数	化学肥料の使用量 (N 成分kg/10a)	
普通作物	水稻		21	10.0	10 以下	5.0 以下	
	麦		10	15.6	5 以下	7.8 以下	
	大豆		14	4.0	7 以下	2.0 以下	
	そば		4	3.4	2 以下	1.7 以下	
露地野菜	キャベツ		22	28.6	11 以下	14.3 以下	
	はくさい		25	28.9	12 以下	14.4 以下	
		12月～3月収穫	18	31.7	9 以下	15.8 以下	
	レタス		15	20.9	7 以下	14.4 以下	
	だいこん		12	10.0	6 以下	5.0 以下	
		夏だいこん	14	6.0	7 以下	3.0 以下	(7月～9月)
	かぶ		8	10.0	4 以下	5.0 以下	
	ブロッコリー		16	27.9	8 以下	13.9 以下	
	たまねぎ		29	26.3	14 以下	13.1 以下	
	れんこん	早生	5	13.0	2 以下	6.5 以下	
		早生（長期どり）	5	23.2	2 以下	11.6 以下	
		晩生	5	30.8	2 以下	15.4 以下	
	なす		45	73.7	22 以下	36.8 以下	
	すいか		22	13.1	11 以下	6.5 以下	
	かぼちゃ		17	14.0	8 以下	7.0 以下	
	スイートコーン		10	30.0	5 以下	15.0 以下	
	グリーンピース		14	12.3	7 以下	6.1 以下	
	ねぎ		18	19.0	9 以下	9.5 以下	
	ごぼう		8	12.0	4 以下	6.0 以下	
	やまのいも		10	22.0	5 以下	11.0 以下	
	はなっこりー	年内どり	12	30.0	6 以下	15.0 以下	
		長期どり	16	57.1	8 以下	28.5 以下	
	ほうれんそう		8	28.0	4 以下	14.0 以下	
	パセリ		18	35.8	9 以下	17.9 以下	「かぎとり連続栽培」に限る
	きゅうり		38	49.3	19 以下	24.6 以下	
	こまつな		8	16.9	4 以下	8.4 以下	
	ピーマン		30	45.4	15 以下	22.7 以下	
	にんじん		10	15.8	5 以下	7.9 以下	
	ばれいしょ		12	15.9	6 以下	7.9 以下	
	さといも		11	20.4	5 以下	10.2 以下	
	モロヘイヤ		10	17.5	5 以下	8.7 以下	
	おくら		16	23.1	8 以下	11.5 以下	
	さつまいも		5	4.1	2 以下	2.0 以下	
	にんにく		14	25.0	7 以下	12.5 以下	
	たかな		8	26.3	4 以下	13.1 以下	

認証対象農産物			県慣行基準		化学農薬・化学肥料50%以上 削減栽培の使用基準		備考 (主たる収穫期間)
種別	作目	作型・品種等	化学合成農薬の べ成分回数	化学肥料の 使用量 (N成分kg/10a)	化学合成農薬の べ成分回数	化学肥料の使用量 (N成分kg/10a)	
施設野菜	トマト	夏秋トマト	45	27.5	22 以下	13.7 以下	(7月～11月)
		冬春トマト	50	42.9	25 以下	21.4 以下	(12月～6月)
	なす		27	60.0	13 以下	30.0 以下	
	すいか		24	9.6	12 以下	4.8 以下	
	きゅうり	夏秋きゅうり	26	28.2	13 以下	14.1 以下	(7月～11月)
		冬春きゅうり	43	42.3	21 以下	21.1 以下	(12月～6月)
	いちご		55	21.9	27 以下	10.9 以下	
	メロン		25	11.0	12 以下	5.5 以下	
	ほうれんそう		8	7.9	4 以下	3.9 以下	
	ちんげんさい		7	16.4	3 以下	8.2 以下	
	パセリ		28	32.5	14 以下	16.2 以下	「かざとり連続栽培」に限る
		栽培期間 1 年以上	28	41.9	14 以下	20.9 以下	
	アスパラガス		20	60.5	10 以下	30.2 以下	
	ねぎ		13	12.7	6 以下	6.3 以下	
	こまつな		10	10.2	5 以下	5.1 以下	
	しゅんぎく		18	27.7	9 以下	13.8 以下	「かざとり連続栽培」に限る
	ミニトマト		39	18.4	19 以下	9.2 以下	
	ピーマン		25	46.1	12 以下	23.0 以下	
果樹	温州みかん		23	25.0	11 以下	12.5 以下	成木での基準
	せとみ		23	30.3	11 以下	15.1 以下	成木での基準
	南津海		23	30.3	11 以下	15.1 以下	成木での基準
	かんきつ類		20	30.3	10 以下	15.1 以下	成木での基準
	なし		32	15.0	16 以下	7.5 以下	成木での基準
		二十世紀系統	42	15.0	21 以下	7.5 以下	成木での基準
	りんご		37	20.0	18 以下	10.0 以下	成木での基準
	ぶどう		31	16.0	15 以下	8.0 以下	成木での基準
	もも		21	12.0	10 以下	6.0 以下	成木での基準
	かき		18	20.0	9 以下	10.0 以下	成木での基準
	くり		12	10.0	6 以下	5.0 以下	成木での基準
	びわ		12	20.0	6 以下	10.0 以下	成木での基準
	うめ		10	10.0	5 以下	5.0 以下	成木での基準
	キウイフルーツ		14	20.0	7 以下	10.0 以下	成木での基準
	いちじく		9	15.0	4 以下	7.5 以下	成木での基準
	ブルーベリー		8	6.7	4 以下	3.3 以下	成木での基準
特用作物	茶		16	94.4	8 以下	47.2 以下	
	ワサビ	畑ワサビ	21	16.0	10 以下	8.0 以下	
花き	ばら		129	77.0	64 以下	38.5 以下	「特別栽培農産物」に該当しない
	きく（露地）		77	28.0	38 以下	14.0 以下	
	きく（施設）		47	25.7	23 以下	12.8 以下	
	カーネーション		102	90.0	51 以下	45.0 以下	
	ゆり（露地）		51	28.0	25 以下	14.0 以下	
	ゆり（施設）		10	25.0	5 以下	12.5 以下	
	ストック		21	16.0	10 以下	8.0 以下	
	トルコギキョウ		32	20.0	16 以下	10.0 以下	
	りんどう		40	20.0	20 以下	10.0 以下	
	ソリダゴ		40	21.0	20 以下	10.5 以下	
	デルフィニウム		35	21.0	17 以下	10.5 以下	

※ 作型・品種に特に指定のない農産物は、栽培される全作型及び品種に適用するものとする。

※ 化学農薬及び化学肥料の使用基準は生産過程等において適用する。

※ 接ぎ木前の穂木及び台木の育成中に同一薬剤を同一回数で施用した場合は、穂木または台木のいずれかの使用成分回数をカウントする。ただし、穂木及び台木の育成中に異なる薬剤を施用した場合は、使用成分回数の多い方をカウントする。

※ 化学農薬等の使用に関しては、農業取締法を遵守することとする。

※ 譲渡及び購入前に種子、種苗に処理された化学農薬も使用回数に含める。

※ 水耕栽培は、認証対象農産物の種別に含めないものとする。

※ 有機農産物の日本農林規格（有機JAS規格）で定める有機農産物の栽培において使用可能な資材については、この基準の回数に含まないものとする。

別表 3（第 3 条第 2 号関係）

農産加工品の認証区分及び認証基準

認 証 区 分	基 準
化学農薬・化学肥料不使用栽培農産加工品	別表 4 による
化学農薬・化学肥料 50 % 以上削減栽培農産加工品	別表 5 による

別表 4（第 3 条第 2 号関係）

化学農薬・化学肥料不使用栽培農産加工品

事 項	基 準
原 材 料 （加工助 剤 を 含 む）	次に掲げるもの以外のものを使用していないこと。 1 化学農薬・化学肥料不使用栽培農産物（その包装、容器に当該農産物の認証票が付されているものに限る。） 2 化学農薬・化学肥料不使用栽培農産加工品（その包装、容器に当該加工品の認証票が付されているものに限る。） 3 1 及び 2 以外の農産物（原材料として使用した 1 に定める農産物と同一の作目に係る農産物、放射線照射食品及び組換え DNA 技術を用いて生産されるものを除く。）・畜水産物（放射線照射食品及び組換え DNA 技術を用いて生産されるものを除く。）及びその加工品（原材料として使用した 2 に定める加工品と同一の種類の農産加工品及び放射線照射食品を除く。） 4 食塩、水 5 有機農産物加工食品の日本農林規格（有機 J A S 規格で定める有機農産物加工食品に使用可能な食品添加物
原材料の 使用割合	1 食塩及び水の重量を除いた原材料のうち化学農薬・化学肥料不使用栽培農産物及び化学農薬・化学肥料不使用栽培農産加工品以外の農産物、畜産物又は水産物及びその加工品の重量に占める割合が 5 % 以下であること。 2 食品添加物の使用は当該加工品を製造又は加工するために必要な最小限度のものであること。
製 造、加 工、包装	1 製造又は加工の方法は、有機農産物加工食品の日本農林規格（有機 J A S 規格）で定める有機農産物加工食品に使用可能な食品添加物を使用する場合を除き、物理的又は生物の機能を利用した方法（使用する酵素等は組換え DNA 技術を用いて生産されるもの以外のものに限る。）によること。 2 病虫害防除、食品の保存、病原菌除去又は衛生の目的での放射線照射が行われていないこと。 3 病虫害の防除に使用する薬剤は有機農産物加工食品の日本農林規格（有機 J A S 規格）で定めるもののみを使用すること。また、使用する場合にあっては、原材料及び製品への混入が防止されていること。 4 原材料として使用される農産物又は農産加工品は、他の農産物又は農産加工品と混合するおそれのないよう管理されていること。 5 製造又は加工された農産加工品が農薬、洗浄剤、消毒剤その他の薬剤により汚染されないように管理されていること

別表 5（第 3 条第 2 号関係）

化学農薬・化学肥料 50%栽培農栽培農産加工品

事 項	基 準
原 材 料 （加工助 剤 を 含 む）	次に掲げるもの以外のものを使用していないこと。 1 化学農薬・化学肥料不使用栽培農産物及び化学農薬・化学肥料 50%以上削減栽培農産物（その包装、容器に当該農産物の認証票が付されているものに限る。） 2 化学農薬・化学肥料不使用栽培農産加工品及び化学農薬・化学肥料 50%以上削減栽培農産加工品（その包装、容器に当該加工品の認証票が付されているものに限る。） 3 1 及び 2 以外の農産物（原材料として使用した 1 に定める農産物と同一の作目に係る農産物、放射線照射食品及び組換え D N A 技術を用いて生産されるものを除く。）・畜水産物（放射線照射食品及び組換え D N A 技術を用いて生産されるものを除く。）及びその加工品（原材料として使用した 2 に定める加工品と同一の種類の農産加工品及び放射線照射食品を除く。） 4 食塩、水 5 有機農産物加工食品の日本農林規格（有機 J A S 規格）で定める有機農産物加工食品に使用可能な食品添加物
原材料の 使用割合	1 食塩及び水の重量を除いた原材料のうち化学農薬・化学肥料不使用栽培農産物及び化学農薬・化学肥料 50%以上削減栽培農産物並びに化学農薬・化学肥料不使用栽培農産加工品及び化学農薬・化学肥料 50%以上削減栽培農産加工品以外の農産物、畜産物又は水産物及びその加工品の重量に占める割合が 5 % 以下であること。 2 食品添加物の使用は当該加工品を製造又は加工するために必要な最小限度のものであること。
製造、加工、包装	1 製造又は加工の方法は、有機農産物加工食品の日本農林規格（有機 J A S 規格）で定める有機農産物加工食品に使用可能な食品添加物を使用する場合を除き、物理的又は生物の機能を利用した方法（使用する酵素等は組換え D N A 技術を用いて生産されるもの以外のものに限る。）によること。 2 病虫害防除、食品の保存、病原菌除去又は衛生の目的での放射線照射が行われていないこと。 3 病虫害の防除に使用する薬剤は有機農産物加工食品の日本農林規格（有機 J A S 規格）で定めるもののみを使用すること。また、使用する場合にあっては、原材料及び製品への混入が防止されていること。 4 原材料として使用される農産物又は農産加工品は、他の農産物又は農産加工品と混合するおそれのないよう管理されていること。 5 製造又は加工された農産加工品が農薬、洗浄剤、消毒剤その他の薬剤により汚染されないように管理されていること